

山口県報

平成23年
7月1日
(金曜日)

目 次

○告示

救急病院の認定（地域医療推進室）……………

保安林予定森林（山口市）（森林整備課）……………

公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示の一部改正（住宅課）……………

一 県営住宅の構造及び戸数に関する告示の一部改正（住宅課）……………

二 ○公告

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取（二件）（商政課）……………

二 土地改良区役員の届出（農村整備課）……………

三 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）……………

三 ○雑報

平成二十二年山口県市町村職員共済組合決算の要旨……………

四 県報の正誤（平成二十三年六月二十四日山口県報）……………

六



山口県告示第二百七十二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十三年七月一日

名 称 所 在 地 山口県知事 二井 関 成 認定が効力を有する期限

萩むらた病院

萩市大字今古萩町三〇の一

平成二六、七、二三

山口県告示第二百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成二十三年七月一日

山口県知事 二井 関 成

一 保安林予定森林の所在場所

山口市上宇野令字古城浴五一八の一、五一八の四、字古城五一九、五二〇、字風呂ケ谷五二一から五二三まで、五二四の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口

市経済産業部林業振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百七十四号

公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示（平成九年山口県告示第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月一日

山口県知事 二井 関 成

表榑田県営住宅の項中、「二〇号棟」を、「二一号棟」に改め、同表西宇部県営住宅の項中、「一号棟」の下に、「及び二号棟」を加え、同表西田中県営住宅の項を次のように改め

る。

西田中県営住宅		
A棟、C棟からE棟まで、H棟及びI棟	B棟	○・八二
F棟及びG棟		○・八八

表高井県営住宅の項中「K棟」を「L棟」に改め、同表旗岡県営住宅の項中「三二号棟」を「三号棟及び三二号棟」に改め、同表海士路県営住宅の項を次のように改める。

海士路県営住宅	
A棟及びB棟	○・七八
C棟及びD棟	○・六〇

表周南県営住宅の項中「D棟」を「E棟」に、「E棟」を「F棟」に改め、同表大内県営住宅の項中「三号棟まで、五号棟及び六号棟」を「六号棟まで」に改める。

山口県告示第二百七十五号

県営住宅の構造及び戸数に関する告示(平成十年山口県告示第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月一日

山口県知事 二井 関成

表稗田県営住宅の項中「一七六」を「二〇六」に改め、同表西宇部県営住宅の項を次のように改める。

西宇部県営住宅	
中層耐火構造四階建	八八
中層耐火構造五階建	四一

表高井県営住宅の項中

中層耐火構造三階建	六七
-----------	----

を

中層耐火構造三階建	六七
中層耐火構造四階建	四〇

に改め、同表旗岡県営住宅の項中

中層耐火構造五階建	四二〇
-----------	-----

を

中層耐火構造五階建	四二〇
高層耐火構造六階建	四一

に改め、同表周南県営住宅の項中「四三〇」を「四二〇」に改め、同表大内県営住宅の項中「九一」を「一二一」に改める。



(一九七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十三年二月八日山口県公告(二七)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十三年七月一日から同年八月一日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年七月一日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 二トリ宇部店

所在地 宇部市大字妻崎開作二四〇の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(一九八) 大規模小売店舗舗立法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗舗立法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十三年二月八日山口県公告(二八)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十三年七月一日から同年八月一日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年七月一日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 二トリ宇部店

所在地 宇部市大字妻崎開作二四〇の一

二 意見の概要

交通に係る事項について配慮を求める。

(一九九) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。

平成二十三年七月一日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住所
宇部市厚南際波土地改良区	理事	倉田 五男	宇部市厚南北四丁目一九番一九号
"	監事	伊藤 英雄	大字際波一七五四
"	"	辻畠 稔	西宇部北三丁目六番一〇―一二号
"	"	油利 清和	西宇部南四丁目五番八号
"	"	大西 登	大字東須恵九〇―一
"	"	生田 京二	" 九八
"	"	迫田 慎哉	大字際波三八九
"	"	山根 輝雄	" 二六三九の一

山口県知事 二井 関成

二 退任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住所
宇部市厚南際波土地改良区	監事	中本 智満	" 一五一四
"	理事	為近 勝美	厚南北四丁目一九番二六号
"	"	金次 正美	西宇部北三丁目七番五号

土地改良区の名称

宇部市厚南際波土地改良区

理事の別 倉田 恒夫

氏名 伊藤 英雄

住所 宇部市厚南北四丁目一番四六―二号

" 辻畠 稔

" 油利 清和

" 大西 登

" 生田 京二

" 迫田 慎哉

" 山根 輝雄

" 中本 智満

" 為近 勝美

" 金次 義行

厚南北四丁目一九番二六号

西宇部北三丁目四番二五号

(二〇〇) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十三年七月一日

山口県知事 二井 関成

一 開発区域に含まれる地域の名称

光市大字浅江字鍛冶屋

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

光市虹ヶ丘二丁目二番二二号

有限会社介護舎

一 開発区域に含まれる地域の名称

二 山陽小野田市日の出二丁目
 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 山陽小野田市日の出二丁目四番一号
 株式会社寿建設



平成二十二年度山口県市町村職員共済組合決算の要旨
 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第二十二条第三項の規定により、平成二十二年度山口県市町村職員共済組合決算の要旨を次のとおり公告します。

平成二十三年七月一日

山口県市町村職員共済組合理事 中村 秀明

貸借対照表及び損益計算書の要旨

(単位 千円)

区分	短期	長期	預託金管理	業務	保健	保健(2)	宿泊	貯金	貸付
(収入)									
負担金	5,050,974	16,641,829		176,696	229,897				
掛金・任意継続掛金	5,244,864	7,999,600			225,363				
施設収入・商品売上げ						83,376	197,440		
連合会交付金				66,969	6,616				18,397
利息及び配当金	4,502		187,061	416	2,466	8	5	360,362	
その他収入	645,432			1,263	338	901	2,219	40,604	191,237
他経理から繰入金				31,057		110,000	100,000		

その他支出	11,752			105,014	254,805	153,480	155,441	9,494	21,181
他 経 理 へ 繰 入 金	31,051				210,000				
次年度繰越支払準備金	755,447								
計	11,321,997	24,641,429	187,061	258,057	500,430	215,178	317,900	338,270	222,896
当期利益金又は当期損失金(△)	392,840			18,338	△ 35,750	△ 20,893	△ 18,236	62,696	△ 13,214
支 払 準 備 金	755,447								
資 本 剰 余 金				52,182	25,350	1,228,581	755,282		
利益剰余金又は欠損金(△)	721,778			171,050	385,242	△ 306,143	△ 178,340	2,393,062	294,712

正 誤

平成二十三年六月二十四日山口県報

ページ	段	行	誤	正
一一	上	二	山口県日本海海区漁業調整委員会 告示第一号	山口県日本海海区漁業調整委員会 告示第一号